

介保第 169 号  
令和 2 年 8 月 18 日

高齢者福祉施設の管理者様

奈良県医療・介護保険局介護保険課長  
( 公 印 省 略 )

食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う集団給食施設の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症対策への取組にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

「食品衛生法等の一部を改正する法律」（平成30年法律第46号）が平成30年6月13日に公布され、また、改正法の施行に伴う関係政省令が令和元年11月7日及び同年12月27日に公布されています。

今般、別添事務連絡のとおり「食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う集団給食施設の取扱いについて」（令和2年8月5日付け薬生食監発0805第3号厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長通知）が発出されましたので周知致します。

施設整備係 TEL:0742-27-8534 介護事業係 TEL:0742-27-8532
--